



循環経済に向けた廃棄物管理セミナーを実施

2021年12月15日
国際協力機構（JICA）ベトナム事務所

12月15日、ベトナム国天然資源環境省と環境省が共催する「日本・ベトナム環境ウィーク」の一環として、国際協力機構（JICA）と天然資源環境戦略政策研究所（ISPONRE）は「循環経済に向けた廃棄物管理セミナー」を共催しました。本セミナーは、ベトナムにおける循環経済への移行に向けた政策の立案と廃棄物のリサイクルと管理にかかる日本の経験を共有することを目的として実施しました。ベトナムの行政機関、地方政府及び各研究所から200名以上が参加しました。

セミナーでは、経済産業省 産業技術環境局 資源環境経済課の羽田由美子課長が1999年の循環経済ビジョンから2020年に策定された新ビジョンまでの日本における循環経済の歴史と政策開発について説明しました。

続いて、環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室の東儀昂主任専門員は、「もったいない」精神に基づく「循環型社会形成推進基本法」の概要について講演しました。「もったいない」とは、物の本来あるべき姿がなくなるのを惜しみ、嘆く気持ちを表し、日本では昔から「削減・再利用・リサイクル」を奨励するために広く使われてきた言葉です。

一方、家電製品協会環境部の有馬聡部長は、日本の家電リサイクルの実践経験を共有しました。また、埼玉大学の川本健教授からは、技術協力（SATREPS*）プロジェクトで、埼玉大学、ハノイ建設大学及び他の研究所によって開発された日本の経験を活かした建設廃棄物リサイクル技術について紹介しました。日本においては、法律による建設廃棄物のリサイクルの義務付けとその後の技術開発等により、2018年には日本の建設廃棄物の97%以上をリサイクルすることができています。

昨年2020年11月、ベトナム国会で成立した改正環境保護法に循環経済の概念が盛り込まれたことは、ベトナム政府の環境政策の大きな改善の一つです。しかし、本概念の実現化、また既存の線形経済から循環経済に転換するためには、製品の設計・生産、サービス提供、廃棄物処理等において経済のすべての構成要素が循環経済を導入できる厳格な法的枠組みと着実な法執行が必要です。

JICA ベトナム事務所室岡次長からは「中央政府・地方政府の連携、民間セクターとの効果的なパートナーシップの強化及び消費者を巻き込んだ取組等は、日本の循環経済への移行を実現する上での特徴であり、そのような経験が、ベトナムの今後循環経済政策立案、施行に活かされることを期待する」旨の言及がありました。

ベトナム国天然資源環境戦略政策研究所グエン・ディン・トゥ所長は、改正法に基づく、今後の施行政令の改定における循環経済の詳細規定の策定に対する JICA の支援を高く評価しました。トゥ所長は「本日セミナーはベトナムの循環経済の構築に向けて、参考になる情報が多く、大変有意義なもの。ベトナム国天然資源環境省の循環経済政策策定の担当機関として、日本の講演者から共有された知識と経験は極めて重要であり、今後の循環経済政策戦略の実現に活用できると考えている」と述べました。

*JICA と国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）等が連携して実施する国際共同研究型の技術協力で、正式名称は「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム」（Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）
事業名：「ベトナムにおける建設廃棄物の適正管理と建廃リサイクル資材を活用した環境浄化およびインフラ整備技術の開発」